

《必読》入館時間変更依頼提出期限についてお知らせ

大会等で通常入館前(9:00前)から施設のご利用を希望する団体の方は、下記書類2点を

使用する2か月前までに【厳守】提出下さるようお願いいたします。

(例：9月ご利用予定で入館を早めたい場合、7月中までの提出)

- ・ 使用許可申請書
- ・ 入館時間変更に関するお願い

なお、理由なく提出を遅延したり、提出がなかった場合は、年間調整や仮申請の段階で早期入館をご希望されていたとしても、通常入館もしくはご利用を遠慮していただきますのでご注意ください。

何かありましたら事務室までお問合せ下さい。